

四日市市告示第 2 8 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、四日市都市計画用途地域の変更をしたいので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、意見がある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

平成 2 7 年 5 月 2 0 日

四日市市長 田中 俊行

1 . 都市計画の種類

種類：四日市都市計画用途地域の変更

2 . 都市計画を定めようとする土地の位置及び区域

位置及び区域：都市計画図書において表示する

3 . 都市計画の案の縦覧場所

四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市 都市整備部 都市計画課

4 . 縦覧期間

平成 2 7 年 5 月 2 1 日から平成 2 7 年 6 月 4 日まで

（土・日曜日を除く）

（都市整備部都市計画課）